

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和8年2月20日午後1時30分から令和8年2回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

第1番委員	坂井 聡	第11番委員	高橋 新 一
第2番委員	小野まり子	第12番委員	佐藤 新 浩
第3番委員	宮本 賢	第13番委員	佐藤 祝 弘
第4番委員	倉田和久	第14番委員	山路 和 弘
第5番委員	渡辺好章	第15番委員	小坂 倫 充
		第16番委員	岩野 悦 子
第7番委員	高橋重貴	第17番委員	小嶋 教 三
第8番委員	及川宏和	第18番委員	田口 敏
第9番委員	有住寿哉	第19番委員	高橋 正 則
第10番委員	高橋義隆	第20番委員	菊地 成 壽

2. 本会議を欠席した委員は0名である。

3. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長補佐	高橋 真一郎
係 長	田尻 和 稔
主 査	巴 春 菜

4. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について
議案第4号	贈与税、不動産取得税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等の証明願の審査について
議案第5号	令和8年度金ヶ崎町農作業労賃標準額の決定について

5. 本会議の書記は次のとおりである。

係 長	田尻 和 稔
主 査	巴 春 菜

- 議 長 只今から令和 8 年第 2 回金ヶ崎町農業委員会会議を開会いたします。
開始時刻 13 時 30 分
- 議 長 只今の出席委員は、19 名であります。
定足数に達しておりますので、金ヶ崎町農業委員会会議規程第 11 条
の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第 1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録
署名人及び書記は、会議規程第 14 条の規定により、議長において指名
したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には、8 番及川宏和委員、9 番有住寿
哉委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第 2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本
日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第 3、諸般の報告に入ります。事務局長補佐報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長補佐朗読説明】
報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 務 局 長 日程第 4、報告第 1 号農地の使用貸借に係る合意解約についてを議
題とします。
事務局説明を求めます。
【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第 1 号を終わります。
- 議 務 局 長 日程第 5、報告第 2 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の
通知についてを議題とします。
事務局説明を求めます。
【事務局 朗読説明】
- 議 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第 2 号を終わります。

議 長 日程第 6、議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議についてを議題とします。

事務局説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】

説明が終わりました。

ここで、番号 1 番から 7 番の案件について、7 番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。

——第 7 番委員退席——

議 長 これより、番号 1 番から 7 番の案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

番号 1 番から 7 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。

よって、本案件は原案のとおり決定しました。

7 番高橋重貴委員の入席を許します。

——第 7 番委員入席——

議 長 7 番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。

次に、番号 8 番の案件について、12 番佐藤浩幸委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。

——第 12 番委員退席——

議 長 これより、番号 8 番の案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

番号 8 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。

よって、本案件は原案のとおり決定しました。

12 番佐藤浩幸委員の入席を許します。

——第 12 番委員入席——

議 長 12 番佐藤浩幸委員の案件については、原案のとおり決定しました。それでは、番号 9 番から 14 番の案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 日程第 7、議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。

第 11 番委員 1 番の案件について、11 番高橋新一委員より報告願います。11 番高橋です。番号 1 番の案件について、現地調査の報告をいたします。
2 月 16 日午後、永岡地区の小野まり子委員、小嶋教三委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。
譲受人である [] が [] として貸借していた駐車場敷地を [] が施工する道路事業において提供したことから、貸駐車場敷地の代替地として新たに造成するため、譲渡人である [] の畑を所有権移転により売買し、永久転用しようとするものです。
農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、「おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第 1 種農地となりますが、 [] として造成するものであることから「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という例外規定に該当すると判断します。
一般基準についてですが、関連法令の許認可の見込みがあり、計画に見合う資金の裏付けがあることから、事業実施の確実性があることを確認しました。
また、周辺農地への被害防除措置としては、舗装を施し、農地と反対側への勾配を設け、雨水を自然浸透させる計画であることから土砂の流出、崩壊その他の災害を発生させるおそれ、農業用排水施設の機能に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

続いて、番号2番の案件について、2番小野まり子委員より報告願います。

第 2 番 委 員

2番小野です。番号2番の案件について、現地調査の報告をいたします。

2月16日午後に、永岡地区の高橋新一委員、小嶋教委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

借受人である[]と[]が自己住宅を建築するため、貸付人である[]所有の田を使用貸借権の設定により貸借し、永久転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地となりますが、両親の住宅の近くに自己住宅を建築しようとするものであることから「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という例外規定に該当すると判断します。

一般基準についてですが、関連法令の許認可の見込みがあり、計画に見合う資金の裏付けがあることから、事業実施の確実性があることを確認しました。

また、周辺農地への被害防除措置としては、農地との境を法面処理とし、採石敷きによる地下浸透による雨水排水とする計画であることから土砂の流出、崩壊その他の災害を発生させるおそれ、農業用排水施設の機能に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第 8、議案第 3 号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定についてを議題とします。
事務局説明を求めます。
事務局 局長 【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
ここで、利用権設定番号 1 番の案件について、1 番坂井聡委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。
———第 1 番委員退席———

議 長 これより、利用権設定番号 1 番の案件について、質疑に入ります。
質疑ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——
質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
———なしの声あり———

議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号 1 番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
———委員挙手———

議 長 挙手全員であります。
よって、本案件は原案のとおり決定しました。
1 番坂井聡委員の入席を許します。
———第 1 番委員入席———

議 長 1 番坂井聡委員の案件については、原案のとおり決定しました。
次に、利用権設定番号 2 番の案件について、13 番佐藤祝委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。
———第 13 番委員退席———

議 長 これより、利用権設定番号 2 番の案件について、質疑に入ります。
質疑ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——
質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
———なしの声あり———

議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号 2 番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
———委員挙手———

- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案件は原案のとおり決定しました。
13 番佐藤祝委員の入席を許します。
——第 13 番委員入席——
- 議 長 13 番佐藤祝委員の案件については、原案のとおり決定しました。
それでは、利用権設定番号 1 番及び 2 番の案件以外について、質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第 3 号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり決定しました。
- 議 長 日程第 9、議案第 4 号贈与税、不動産取得税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等の証明願の審査についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。
- 事 務 局 長 【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第 4 号贈与税、不動産取得税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等の証明願の審査について、原案のとおり証明することに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり証明することに決定しました。
- 議 長 日程第 10、議案第 5 号令和 8 年度金ヶ崎町農作業労賃標準額の決定についてを議題とします。
事務局説明を求めます。
- 事 務 局 長 【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

- 議 長 ——なしの声あり——
質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第5号令和8年度金ヶ崎町農作業労賃標準額の決定について、
原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ——委員挙手——
挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり決定しました。
- 議 長 これで、本日の日程は、全部終了いたしました。
令和8年第2回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さ
までした。

終了時刻 14時20分